

「標準的な運賃」 Q & A

2020/10/1現在

No	分類	質問	回答
1	告示全般	標準的な運賃の告示の趣旨・目的は何か。	<p>緊急にトラックドライバーの労働条件を改善することを目的として、平成30年末に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、令和5年度末（2024年3月末）までの時限措置として、国土交通大臣が標準的な運賃を告示することができる制度が設けられました。</p> <p>同制度は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業の働き方改革を進めるため、運送事業者が法令を遵守しながら、持続的に事業を運営するに当たって参考となる運賃を告示することを目的とするものです。</p>
2	告示全般	運送事業者において、どのように標準的な運賃が使用・活用されることを想定しているのか。	<p>運賃交渉など、実際の運賃の設定に当たっての一つの目安として活用いただくとともに、お示ししている標準的な運賃の設定の考え方を踏まえ、個々の事業の実態に応じた原価計算を行っていただくことにより、必要なコストに対する適切な運賃を設定いただくことを想定しています。</p>
3	告示全般	標準的な運賃の告示を踏まえ、運送事業者は何をしたらよいのか。	<p>告示した運賃表や、標準的な運賃の前提となる原価等の考え方を踏まえ、個々の運送事業者においても自社の運送に係る費用等の実態を踏まえた運賃の設定について、改めてご検討いただくことが望ましいものと考えています。</p> <p>その結果、自社の運賃設定を見直すこととなり、運賃・料金を変更した場合には、貨物自動車運送事業法に基づき、設定後30日以内に所定の届出等を行っていただくこととなります。</p>

No	分類	質問	回答
4	告示通達の解釈	第1回運輸審議会資料36頁の「適正な利潤」について、計算式や数字の4%や0.1の数字の根拠などを教えてほしい。	「適正な利潤」については、タクシー・バス等の交通モードと同様に、自己資本比率を用いております。タクシー・バス事業とトラック運送業では、業種は異なりますが、営業所を有していること、車両を使用した事業であること等から同様の事業形態であり、「利潤」も同様の基準を用いることで適正なものが算定できると考えているところです。具体的な計算式については、通達「原価計算要領について」（平成六年二月十五日自貨第十二号）の考え方を用いております。
5	告示通達の解釈	運賃表に、200kmを超えるキロ程で「20kmを増すごとに加算する金額」、500kmを超えるキロ程で「50kmを増すごとに加算する金額」とあるが、209kmや549kmの運賃はどう扱うのか。	平成11年公示運賃の際と同様に取り扱うこととなります。209kmは220km、549kmは550kmの運賃となります。
6	告示通達の解釈	事業所内の掲示はすべての事業所で掲示する必要があるのか。	貨物自動車運送事業法第11条の規定のとおり、個人を対象とした場合には、事業所内の掲示が必要となります。
7	告示通達の解釈	平型、ダンプ車両等の適用方は出されるか。	特殊な車両にかかる適用方については、国交省で示された適用方をご参考いただき、各事業者で作成をお願いします。

No	分類	質問	回答
8	届出	標準的な運賃をそのまま使用してよいのか。	運賃の設定は、基本的には（利用者の利便等を阻害しない範囲において）個々のトラック事業者が任意に行うことができます。 基本的には、個々の運送実態に応じて事業者ごとに個別の運賃の設定が行われることを想定していますが、事業の実態等を踏まえ、標準的な運賃をそのまま使用することが適切である場合には、そのまま使用いただくことも可能です。
9	届出	標準的な運賃を使用する場合における運賃変更届のひな型はあるか。	国交省から標準的な運賃を使用する場合の変更届の様式が示されました。国交省及び全ト協のHPに掲載されています。 ○全ト協HP http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html
10	届出	運賃・料金の届出にはどのような書類の提出が必要か。	運賃・料金の届出に当たっては、氏名・名称等、事業の種別、運賃・料金を適用する地域、運賃・料金の種類、額（運賃表）、適用方法（変更の場合は変更の内容）等についての所定の届出書を提出いただく必要があります。なお、様式についてはHP上で公開しているので、適宜活用ください。
11	届出	運賃・料金の変更の届出を行うに当たって、変更前の運賃表が把握できない場合はどのようにしたらよいか。	設定した運賃・料金を変更する場合には、原則として、変更前後における新旧の対照が分かるようにしていただく必要がありますが、何らかの事情により変更前の運賃表が不明となっているなどやむを得ない場合には、変更前の運賃表の提出がなくても届出を受け付けます。
12	届出	全国に営業所がある事業者の届出は、主たる事務所1カ所に届け出ればよいか。	届出は主たる事務所の所在地である管轄地方運輸支局等に届け出てください。なお、提出部数は、届出書にチェックした運輸局分の部数が必要となります。

No	分類	質問	回答
13	適用方	適用方参考例の数値が○や△となっている数値は、平成11年に示された適用方を参考にしてもよいのか。	適用方参考例の一部数値は○○、△△となっていますので、各事業者で設定していただくこととなります。なお、事業者の判断により、当該数値は平成11年適用方を参考にさせていただくことは問題ありません。
14	その他	届出を行った運賃と実際に収受する運賃に相違があった場合、行政指導等の対象となるか。	届出を行った運賃の適用方法等において一定の場合の割増・割引や個別の特約に関する事項等が定められ、これらに基づく運賃体系の範囲内で運賃の収受が行われる場合は、特段の問題はありません。ただし、届出を行った運賃とは異なる運賃体系を使用する場合には、改めて変更に係る所要の届出を行っていただく必要があります。
15	その他	今回の告示制度について、守らない場合「荷主企業への罰則」等はないのか。	標準的な運賃は強制力を伴うものではありません。トラック運送業が安全を遵守しながら、その機能を持続的に維持するために必要なものであることを荷主企業等の皆様にご理解をしていただくことが重要であります。なお、請求した運賃・料金を不当に据え置くことは下請法、独占禁止法に違反するおそれがありますので、中小企業庁や公正取引委員会へご相談してください。
16	その他	時限立法期限後は、制度自体がなくなるのか。期限後、届出することは可能か。	令和6年3月までの期限となっていますが、運賃そのものは自由届出のため、届出している運賃等は期限後も、標準的な運賃をもとに「自社の原価計算をもとに設定した運賃」として使用することは可能です。